

青森県保育士修学資金等貸付事業の手引き

～目次～

1. 保育士修学資金等貸付事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 申込等の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
3. 手続きに必要な書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
4. よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
5. 様式と記入例、実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15

1. 保育士修学資金等貸付事業の概要

(1) 目的

この事業は、保育士養成施設（以下「養成施設」という）に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に、修学資金等を貸付することで、保育士の資格取得の促進と確保、保育所等への就労定着を目的とします。

(2) 実施主体

この事業は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施します。

(3) 貸付対象者

以下のすべての条件を満たしている方が、貸付の対象となります。

- ① 青森県内に住民登録していて養成施設に在学している方（ただし、青森県外の養成施設の学生となった年度の前年度に青森県に住民登録をしていた方で、養成施設での修学のため青森県外に転居した方も対象）。
- ② 卒業後に保育士として青森県内等の保育所等において5年間継続して従事する意思のある方。
- ③ 学業優秀であり、かつ家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付が必要な方。
- ④ 他都道府県が実施している当該修学資金や教育訓練給付金制度、高等職業訓練給付金の国庫補助事業等、本資金と同種の用途である貸付金や給付金を利用していない方。

(4) 貸付期間

養成施設に在学する2年間。

※ 正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、2年間に相当する金額の範囲内であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

（例）修学期間が4年間の場合、貸付額を2年間月額50,000円のところ、4年間月額25,000円にできます。

(5) 貸付額

ア) 修学資金：50,000円以内（月額）

イ) 入学準備金：200,000円以内（初回時に加算）

ウ) 就職準備金：200,000円以内（最終回に加算。就職準備金のみの貸付は最終学年時に一括交付）

エ) 生活費加算：生活保護制度における生活扶助基準額（第1類）に相当する額。生活費加算額は、年齢や居住地により異なります。

※令和2年度から開始された高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）は、自己負担額の範囲内において併用可能です。併用例は別表1の通りです。また、生活費加算との併用はできません。

【別表 1】

高等教育の修学支援新制度との併用例（2年制の場合）

内訳		修学費用 (例)	授業料等 減免額	減免後 自己負担額	貸付金の交付上限額	
入学金		30万円	20万円	10万円	入学準備金 (修学費用-減免額)	10万円
学 費	1年目	60万円	40万円	20万円	修学資金 減免後自己負担額 (学費+その他経費)	80万円
	2年目	60万円	40万円	20万円		
その他経費	1年目	20万円	0円	20万円		
	2年目	20万円	0円	20万円		
計		190万円	100万円	90万円		90万円

※卒業時に交付する就職準備金は満額支給可能です。

(6) 貸付利子

無利子です。ただし、返還が必要となった際に最終返還期限を過ぎて返還した場合、年3%（令和2年度以前の契約者は年5%）の延滞利子が発生します。

(7) 連帯保証人

貸付を受けた者と連帯して債務を負担する能力がある連帯保証人が原則として一人必要です。

また、貸付申請者の親族等が連帯保証人となる場合で、一人では債務を負担することが難しいときは、債務を負担できる連帯保証人をもう一人必要となります。

※下記に該当する方は原則として連帯保証人になることはできません。

- ① 債務整理中である（自己破産や個人再生等）。
- ② 他の借入金の返済を滞納している。
- ③ 申請日において未成年もしくは75歳以上である。
- ④ 本事業の申込中または借入中あるいは連帯保証人である。

(8) 貸付の申請

貸付を希望する場合は、所定の期日以内に下記の①～⑥の書類を養成施設あてに提出してください（市町村が発行する証明書については、3ヶ月以内に発行されたものを提出してください）。

養成施設は貸付希望者から提出された書類に「推薦状」（様式第2号）を添えて、県社協へ提出してください。

【提出書類】

- ① 保育士修学資金貸付申請書（様式第 1-①号）
- ② 推薦状（様式第 2 号）※養成施設で準備
- ③ 申請者の住民票謄本（発行後 3 ヶ月以内でマイナンバーの記載がない物）
- ④ 連帯保証人の住民票抄本（連帯保証人の住民票が③に含まれる場合は提出不要）
- ⑤ 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
- ⑥ 連帯保証人の源泉徴収票または課税証明書（市町村が発行する証明書）
- ⑦ その他提出書類（別表 2 参照）

【別表 2】

その他提出書類 ※下記該当者は、上記①～⑥の他に下記書類の提出もお願いします。

対象区分		提出書類
高等教育の修学支援新制度を利用する方		・ 給付型奨学金証書の写し ・ 授業料等減免の採用決定に係る通知（授業料等減免額が記載された書類）の写し
中高年離職者の方（入学時に 45 歳以上であって、離職してから 2 年以内の方）		・ 離職証明等、離職状況が確認できる書類
生活費加算を希望する方	生活保護受給世帯の方 ※ただし、養成施設入学後は生活保護の適用がないこと	下記のいずれか ・ 生活保護受給証明書の写し ・ 生活保護変更決定通知書の写し
	市町村民税非課税世帯の方	・ 非課税証明書
	市町村民税減税世帯の方	・ 減免証明書
	国民年金掛金の減免世帯の方	
	国民健康保険料の減免または徴収猶予世帯の方	・ 減免または猶予証明書

（9）貸付決定の方法

養成施設から申請書類が届いたら、県社協で審査を行い、貸付の可否を決定します。

申込内容によっては、不承認や希望額よりも少ない金額で決定する場合があります。

（10）貸付方法

貸付が決定後、借受人からの『保育士修学資金借用証書』（様式第 5-①号）の提出後、貸付決定者の指定する金融機関の口座に貸付金を振り込みます。

- ① 修学資金は初回のみ随時、2 回目以降は毎月 10 日に振り込みます。

（10 日が土日祝日等の場合、前営業日に振り込みます）

- ② 入学準備金は、修学資金の初回交付時に合わせて振り込みます。
- ③ 就職準備金は、修学資金の最終回交付時に合わせて振り込みます。
- ④ 就職準備金のみのお貸し付けは、貸付決定により定めた交付日に指定口座へ振り込みます。

(11) 貸付契約の解除

貸付決定後、下記のいずれかに該当する場合は貸付契約を解除します。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ 偽りの申込その他不正な手段によって貸付を受けたとき。
- ⑥ 貸付を受けることを辞退したとき。
- ⑦ その他保育士修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(12) 貸付の休止

貸付決定後、養成施設を休学したとき、または停学の処分等を受けたときは、事実が発生した日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで貸付を休止します。

(13) 返還について

- ① 次のいずれかに該当する場合は貸付金を返還していただきます。
 - ア) 貸付契約が解除されたとき。
 - イ) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行わなかったとき。
 - ウ) 別表3に掲げる青森県内の事業所等で保育士の業務に従事しなかったとき。
 - エ) 保育士業務以外の事由により死亡または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- ② 返還期間は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間です。
- ③ 返還方法は、月賦または半年賦とし、返還事由が発生した日の属する月の翌月から返還が始まります。

(14) 返還の猶予

次のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還を猶予することができますので、御相談ください。

- ① 修学資金の貸付契約を解除した後も引き続き養成施設に在学しているとき。
- ② 青森県内において、別表3に掲げる事業所で保育士の業務に従事しているとき。
- ③ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還が困難と認められるとき。

(15) 返還債務の免除

次のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還が免除されます。

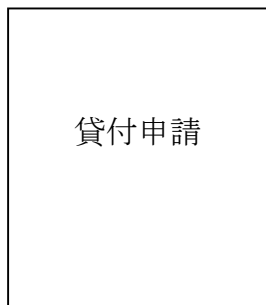
- ① 養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、別表3に掲げる事業所において5年間（過疎地域、離島及び中山間地域等または中高年離職者（45歳以上で離職して2年以内）にあたっては3年間）、引き続き保育士業務に従事した場合。
- ② 保育士の業務に従事している期間中に業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合。

【別表3】返還免除の要件を満たす全国または青森県内等の事業所

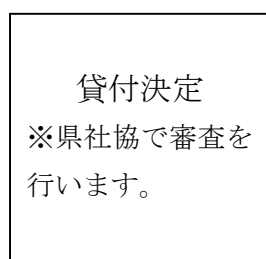
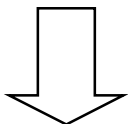
区域	根拠法令等	対象となる施設・事業
全国	—	① 児童福祉法第7条に規定する「児童自立支援施設」のうち、国立施設 ② 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設 ③ 肢体不自由児施設「整肢療護園」 ④ 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
青森県内	児童福祉法第6条の2の2第2項	児童発達支援センターその他内閣府令で定める施設
	児童福祉法第6条の2の2第4項	放課後等デイサービス等
	児童福祉法第7条	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
	児童福祉法第12条の4	児童相談所に設けられた児童の一時保護施設
	児童福祉法第18条の6	指定保育士養成施設
	学校教育法第1条	「幼稚園」のうち次に掲げる施設 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設、認定こども園への移行を予定している施設
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項	認定こども園
	児童福祉法第6条の3第9項から第12項	児童福祉法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けた次に掲げる施設 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
	児童福祉法第6条の3第13項	「病児保育事業」であって、児童福祉法第34条の18第1項の規定により届け出を行った施設
	児童福祉法第6条の3第2項	「放課後児童健全育成事業」であって、児童福祉法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの
	児童福祉法第6条の3第7項	一時預かり事業
	児童福祉法第6条の3第23項	「乳児等通園支援事業」であって児童福祉法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設のうち右に掲げる施設）	① 認可外保育施設（児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設） ② ①に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 ③ 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設） ④ 病院内保育所運営事業助成を受けている施設（「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設） ⑤ 国、都道府県又は市町村が設置する施設（児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設）
子ども・子育て支援法第59条の2第1項	「企業主導型保育事業」であって「企業主導型保育事業の実施について」（令和5年6月27日こ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定めるもの	

2. 申込等の手続き

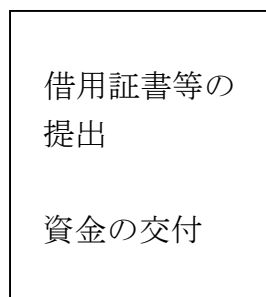
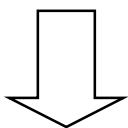
(1) 貸付申込の手続き



- ① 「青森県保育士修学資金貸付申請書」(様式第 1-①号) 等に必要事項を御記入のうえ、添付書類とあわせて養成施設に提出してください。提出していただいた書類は、養成施設から県社協に送付されます。



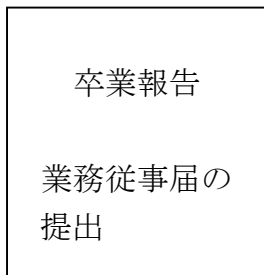
- ② 県社協が審査を行い、貸付金額や貸付の可否を決定します。
- ③ 審査結果は、県社協から養成施設経由で申請者にお伝えします。その際、貸付決定者には「借用証書」(様式第 5-①号) の様式等も送付します。



- ④ 記入・押印した借用証書等を養成施設に提出してください。県社協で借用証書等を確認後、申請者本人の銀行口座に振り込みます。
- ⑤ 貸付を辞退するときは「貸付契約の解除・休止届」(様式第 6 号) を養成施設に提出してください。
- ⑥ 辞退以後の貸付は停止となりますので、「返還計画書」(様式第 12 号) を提出してください。その後、県社協で決定した返還計画書に基づき返還をしていただきます。

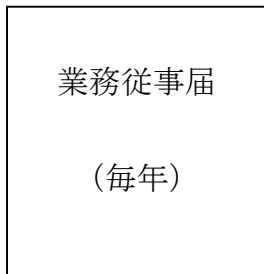
(2) 養成施設卒業後の手続き

養成施設卒業後、卒業後 1 年以内に保育士登録し、保育士の業務に 5 年間従事した場合は、返還が免除されます。

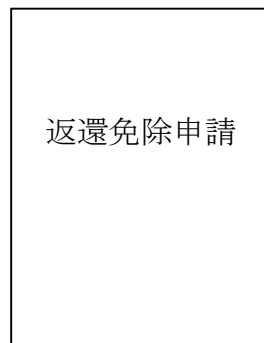


① 卒業をした場合、以下のものを県社協に提出してください。

- ・業務従事届（様式第 10 号）
- ・卒業証明書
- ・保育士証の写し



② 保育士として別表 3 に従事している期間中は、毎年業務従事届を提出してください。

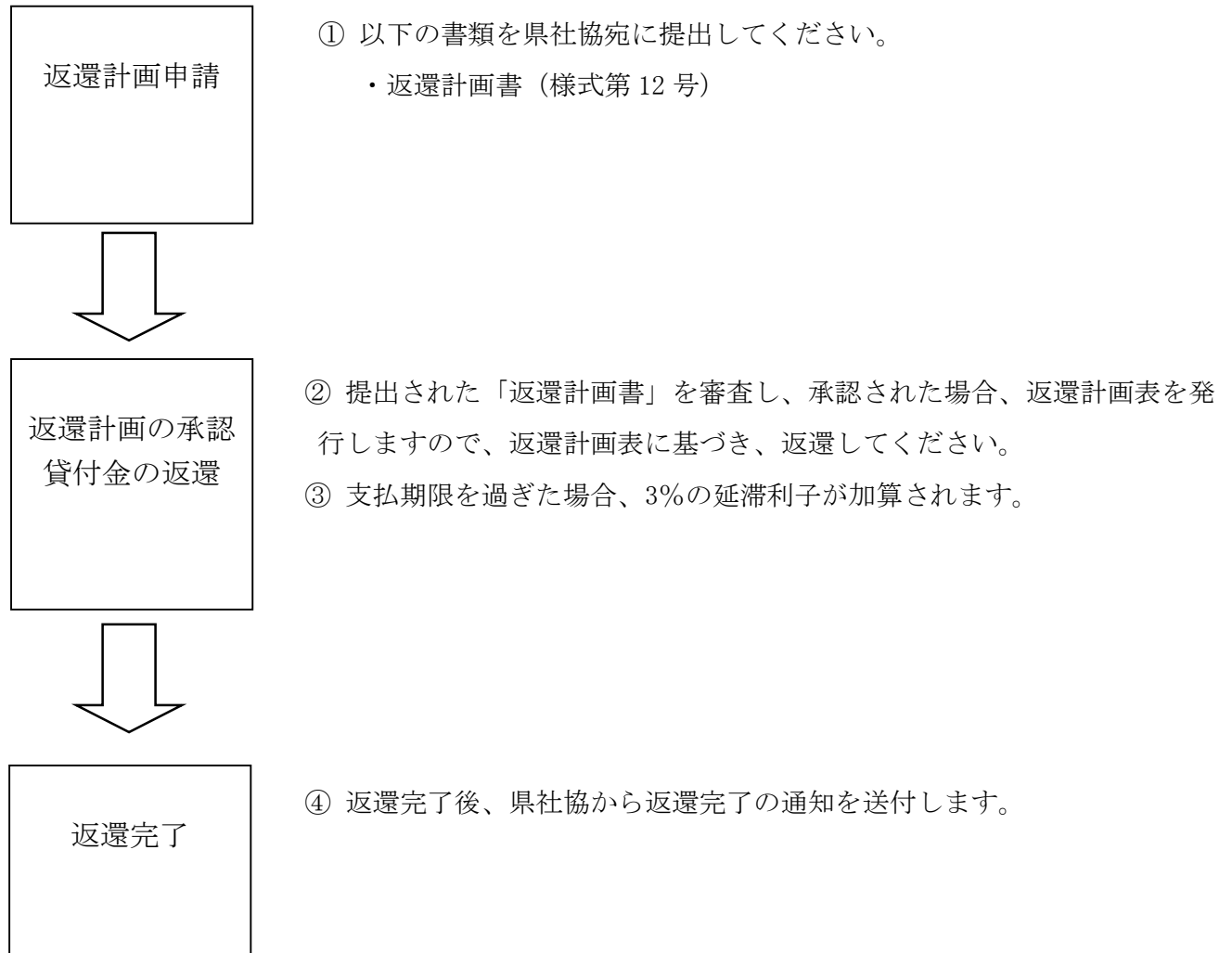


5 年間（過疎地域、離島及び中山間地域等または中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合は 3 年間）、継続して従事したときは、貸付金の返還が全額免除されますので、下記書類を県社協に提出してください。

- ・修学資金返還債務免除申請書（様式第 7-①号）
- ・従事期間満了報告書（様式第 8 号）

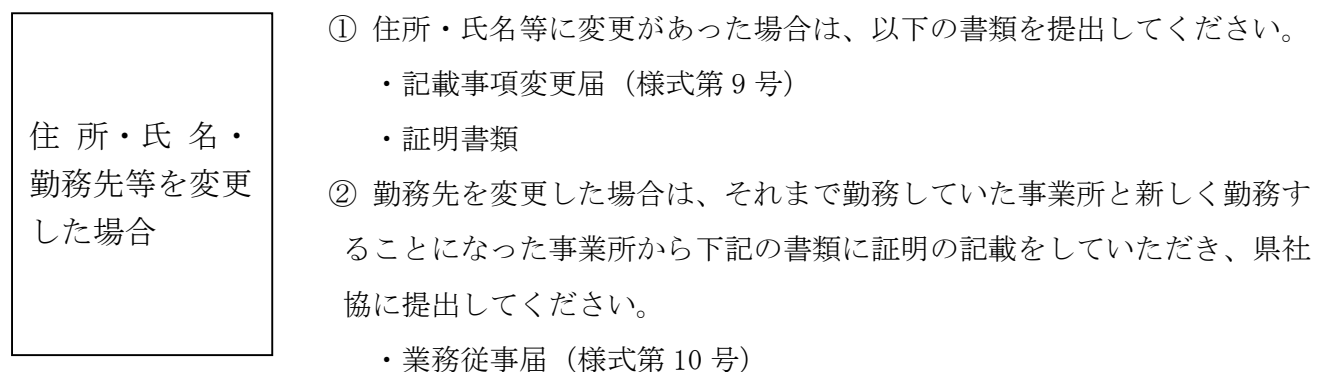
(3) 返還時の手続き

養成施設卒業した日から1年以内に保育士の資格登録を行わなかった場合、または、別表3に掲げる返還免除を受けることができる施設で5年間保育士として従事しなかった場合、以下の手続きが必要となります。



(4) その他の手続き

住所・氏名・勤務先等に変更があった場合は下記のとおり手続きを行ってください。



3. 手続きに必要な書類一覧

下記事由に該当する場合は、定められた様式により書類の提出が必要となります。

[在学中]

(1) 貸付申請時に提出する書類

事由	提出書類	様式等	備考
貸付申請時	保育士修学資金貸付申請書	様式第 1-①号	
	推薦状	様式第 2 号	養成施設が作成
	申請者の住民票謄本	3ヶ月以内に市町村が発行したもの	マイナンバーの記載がないもの
	連帯保証人の住民票抄本		
	申請者及び連帯保証人の印鑑証明書		
	連帯保証人の源泉徴収票または課税証明書	課税証明書の場合、3ヶ月以内に市町村が発行するもの	
入学時に45歳以上かつ離職して2年以内の方の申請時	雇用保険受給資格者証		
	離職票		
生活保護受給世帯またはそれに準ずる世帯の方が申請するとき	保育士修学資金等貸付事業に係る生活費加算の貸付申請書		
	下記のいずれか ・生活保護受給証明書の写し ・生活保護変更決定通知書の写し	福祉事務所が発行したもの	
貸付決定時	借用証書	様式第 5-①号	
	振込口座申込(変更)届	様式第 18 号	
	振込通帳の写し		
複数年度に渡って貸付を受けるとき	成績証明書	養成施設が発行したもの	貸付を受けている期間中は毎年度提出

(2) 変更事項がある場合に提出する書類

事由	提出書類	様式等	備考
借受人・連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更	記載事項変更届	様式第 9 号	
	変更があったことを証明できる書類 (例) 住所変更の場合、住民票		
連帯保証人を変更する場合	連帯保証人変更願	様式第 15 号	変更後の連帯保証人に係るもの
	住民票	3ヶ月以内に市町村が発行したもの	
	印鑑証明書		
	源泉徴収票または課税証明書		
休学・停学・復学等したとき	記載事項変更届	様式第 9 号	
	変更があったことができる証明書類	養成施設が発行したもの	

[卒業後]

(1) 必ず提出していただくもの

事由	提出書類	様式等	備考
卒業時	業務従事届	様式第 10 号	毎年提出
	卒業証書の写し		
	保育士証の写し		
借受人・連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更	記載事項変更届	様式第 9 号	
	変更があったことを証明できる書類 (例) 住所変更の場合、住民票		
連帯保証人を変更する場合	連帯保証人変更願	様式第 15 号	変更後の連帯保証人に係るもの
	住民票	3 ヶ月以内に市町村が発行したもの	
	印鑑証明書		
	源泉徴収票または課税証明書		
業務従事先を変更した場合	業務等変更届	様式第 11 号	
	業務従事届	様式第 10 号	
休職・復職したとき	業務等変更届	様式第 11 号	
	事由を証明する書類		

(2) 返還免除及び返還猶予申請時に提出する書類

事由	提出書類	様式等	備考
返還免除申請時	返還債務免除申請書	様式第 7-①号	
	業務従事期間満了報告書	様式第 8 号	
返還猶予申請時	業務従事届	様式第 10 号	
	返還債務履行猶予申請書	様式第 14 号	

(3) 貸付金を返還する場合に提出する書類

事由	提出書類	様式等	備考
退職等により業務に従事しなくなったとき	貸付契約の解除届	様式第 6 号	
	業務従事届	様式第 10 号	
	返還計画書	様式第 12 号	
災害・疾病等により業務に従事できなくなったとき	貸付契約の解除届	様式第 6 号	
	返還債務免除申請書	様式第 7-①号	
	診断書等の写し		
	業務従事届	様式第 10 号	
	返還計画書	様式第 12 号	

4. よくある質問

P. 1 2

- Q 1. 養成施設に入学する前や2年次以降に貸付を申込みことは可能ですか。
- Q 2. 日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用する予定ですが、修学資金の貸付を申し込むことはできますか。
- Q 3. 修学資金の上限が月額 50,000 円となっていますが、限度額で申し込みしてもいいですか。
- Q 4. 諸事情により退学したので貸付金を返還しましたが、どうしても資格を取得したいので、再度養成施設への入学を検討しています。再度、貸付申請をすることは可能ですか。
- Q 5. 養成施設を休学または停学した場合はどうなりますか。
- Q 6. 養成施設を退学しました。どのような手続きが必要になりますか。
- Q 7. 年度途中から高等教育の修学支援新制度を利用することになりました。何か手続きは必要ですか。

P. 1 3

- Q 8. 養成施設を卒業しましたが、保育士を取得するために必要な科目が不可となり、保育士を取得できませんでした。しかし、内定をいただいていた事業所で保育補助として従事する予定です。この場合は、返還免除対象業務及び期間としてみなされますか。
- Q 9. 卒業後、保育士の資格登録をしましたが、返還免除対象業務に従事しない場合はどうなりますか。
- Q 10. 卒業後、同じ事業所で返還免除対象業務に従事しています。事業所が変わっていないので、2年目以降は『業務従事届』（様式第 10 号）を提出しなくてもいいのでしょうか。
- Q 11. 雇用形態がパートやアルバイトでも返還免除対象となりますか。
- Q 12. 転職して別の事業所で働くことになりましたが、返還免除の条件である「5年間」とは、継続して5年間ですか。それとも通算5年間ですか。
- Q 13. 所属する法人の人事異動により、県外の事業所で従事することになりました。返還対象となりますか。

P. 1 4

- Q 14. 返還免除対象業務に従事していましたが、心身の故障により退職することになった場合、何か手続きはありますか。
- Q 15. 連帯保証人が離職して収入が無くなったため、連帯して債務を負担することができなくなりました。何か手続きは必要ですか。
- Q 16. 結婚して県外へ行くことになりました。現在の事業所は退職しますが、県外でも保育士として従事する予定です。この場合は返還免除対象業務として認められますか。
- Q 17. 産休・育休を取得することになりました。この場合、どのようになりますか。
- Q 18. 過疎地域、離島及び中山間地域等で2年間従事していましたが、今年度から人事異動により、過疎地域外の事業所で従事することになりました。この場合、あと1年返還免除対象業務に従事すれば返還免除となりますか。
- Q 19. 過疎地域、離島及び中山間地域等とは、青森県内ではどの地域が該当しますか。

Q 1. 養成施設に入学する前や2年次以降に貸付を申込みことは可能ですか。

A 1. 貸付の申請は、入学後に養成施設を通して行ってください。ただし、生活保護受給世帯（準ずる世帯も同様）の場合は、入学前に県社協にご相談ください。

なお、2年次以降の申請もできますが、入学準備金は貸付対象外となります。就職準備金のみので貸し付けを希望する場合は最終学年（4年制の場合は4年開始時、2年制の場合は2年開始時）で申請できます。

Q 2. 日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用する予定ですが、修学資金の貸付を申し込むことはできますか。

A 2. 日本学生支援機構の奨学金や日本政策金融公庫の教育ローンについては、経済状況から併給することがやむを得ない場合は可能です。

Q 3. 修学資金の上限が月額50,000円となっていますが、限度額で申し込みしてもいいですか。

A 3. 貸付月額に限らず、本修学資金は上限額を限度として必要な金額を申し込むことが可能です。

ただし、修学に結びつかない経費や生活費は対象外となりますので、申請いただいても県社協で対象外経費と認めた場合、減額となることがあります。

Q 4. 諸事情により退学したので貸付金を返還しましたが、どうしても資格を取得したいので、再度養成施設への入学を検討しています。再度、貸付申請をすることは可能ですか。

A 4. 退学した後に再び養成施設入学することになった場合、再度貸付を申し込むことはできません。

Q 5. 養成施設を休学または停学した場合はどうなりますか。

A 5. ただちに『記載事項変更届』（様式第9号）と休学または停学を証明する書類を提出してください。

なお、休学または停学期間中は、貸付金の送金が停止となります。

また、復学した際は『記載事項変更届』（様式第9号）と復学を証明する書類を提出してください。

Q 6. 養成施設を退学しました。どのような手続きが必要になりますか。

A 6. ただちに県社協にご連絡ください。

なお、契約解除と返還の手続きが必要となりますので『貸付契約の解除届』（様式第6号）と『返還計画書』（様式第12号）を提出してください。

Q 7. 年度途中から高等教育の修学支援新制度を利用することになりました。何か手続きは必要ですか。

A 7. 授業料減免が適用となった場合は、減免後も自己負担が生じる場合に限り、自己負担額内の貸付が可能です。詳細はP1からP2をご確認ください。

なお、貸付金額が変更となる可能性がありますので、県社協に必ずご連絡ください。

Q 8. 養成施設を卒業しましたが、保育士を取得するために必要な科目が不可となり、保育士を取得できませんでした。しかし、内定をいただいていた事業所で保育補助として従事する予定です。この場合は、返還免除対象業務及び期間としてみなされますか。

A 8. 本修学資金は、あくまで保育士として働いた場合に返還免除対象業務及び期間とみなしますので、上記の場合は返還免除対象業務及び期間には含まれません。また、卒業後した日から 1 年以内に保育士登録をして、保育士として働く必要がありますので、このまま保育士資格を取得できない場合、返還を求めることとなります。

Q 9. 卒業後、保育士の資格登録をしましたが、返還免除対象業務に従事しない場合はどうなりますか。

A 9. 卒業後、卒業した日から 1 年以内に返還対象業務に従事しない場合、返還を求めることとなります。

Q 10. 卒業後、同じ事業所で返還免除対象業務に従事しています。事業所が変わっていないので、2 年目以降は『業務従事届』(様式第 10 号)を提出しなくてもいいのでしょうか。

A 10. 返還免除となるまで毎年、必ず『業務従事届』(様式第 10 号)を提出していただきます。事業所が変わっていない場合でも、提出を省略することはできません。
なお、期限までに『業務従事届』(様式第 10 号)の提出がない場合、返還免除対象業務に従事していることが確認できないため、返還していただくこととなります。

Q 11. 雇用形態がパートやアルバイトでも返還免除対象となりますか。

A 11. 週 20 時間以上返還免除対象業務に従事しているのであれば、パートやアルバイト、でも認められます。

Q 12. 転職して別の事業所で働くことになりましたが、返還免除の条件である「5 年間」とは、継続して 5 年間ですか。それとも通算 5 年間ですか。

A 12. 原則として、継続して 5 年間返還免除対象業務に従事する必要がありますが、退職した場合でも青森県内等の事業所に再度就職し、返還免除対象業務に従事した場合は、通算 5 年間従事すれば返還免除の対象となります。

ただし、退職した日の属する月の翌月中には返還免除対象業務に従事していることが条件となります。

Q 13. 所属する法人の人事異動により、県外の事業所で従事することになりました。返還対象となりますか。

A 13. 人事異動により県外で従事する場合は、返還免除対象業務に従事しているとみなすことができます。この場合、従事先の事業所が変更となるので、『記載事項変更届』(様式第 9 号)と『業務従事届』(様式第 10 号)と住民票(※転居を伴う場合)を提出してください。

※自己都合により県外で働くことになった場合は、返還となります。

Q14. 返還免除対象業務に従事していましたが、心身の故障により退職することになった場合、何か手続きはありますか。

A14. 業務上の都合により借受人が死亡または心身を故障した場合は、返還が免除されますので『修学資金返還免除申請書』（様式第 7-①号）と証明書類を提出してください。ただし、業務外の理由による死亡または心身の故障の場合は返還となります。

Q15. 連帯保証人が離職して収入が無くなったため、連帯して債務を負担することができなくなりました。何か手続きは必要ですか。

A15. ただちに連帯保証人の変更手続きを行う必要があります。『連帯保証人変更願』（様式第 15 号）と新たに連帯保証人となる方の収入が分かる証明書（課税証明書または源泉徴収票）、印鑑登録証明書を提出してください。

Q16. 結婚して県外へ行くことになりました。現在の事業所は退職しますが、県外でも保育士として従事する予定です。この場合は返還免除対象業務として認められますか。

A16. 自己都合による県外での従事のため、返還が必要となります。

Q17. 産休・育休を取得することになりました。この場合、どのようになりますか。

A17. 『業務等変更届』（様式第 11 号）と産休・育休を証明する書類を提出していただければ、業務を中断したとしても、引き続き返還免除対象業務に従事しているとみなすことができます。ただし、休業中は返還免除対象期間には算入されません。

Q18. 卒業後 2 年間、過疎地域、離島及び中山間地域等で従事していましたが、3 年目から過疎地域外の事業所で従事し、4 年目にまた過疎地域で従事しました。この場合は 4 年目終了時点で返還免除になりますか。

A18. 通算・継続問わず、3 年間で過疎地域、離島及び中山間地域等で返還免除対象業務に従事した場合返還免除となりますので、この場合は 4 年目を従事し終えた時点で返還免除となります。

Q19. 過疎地域、離島及び中山間地域等とは、青森県内ではどの地域が該当しますか。

A19. 青森県内全域が過疎地域、離島及び中山間地域等に該当するため、卒業後青森県内で従事する場合は、3 年間で返還免除となります。

5. 様式と記入例、実施要綱

様式番号	様式名	様式 ページ	記入例 ページ
様式第1-①号	保育士修学資金貸付申請書	16	18
様式第2号	推薦状	20	21
様式第5-①号	保育士修学資金借用証書	22	23
様式第6号	貸付契約の解除届	24	25
様式第7-①号	修学資金返還債務免除申請書	26	27
様式第8号	業務従事期間満了報告書	28	29
様式第9号	記載事項変更届	30	31
様式第10号	業務従事届	32	33
様式第11号	業務等変更届	34	35
様式第12号	返還計画書	36	37
様式第13号	返還方法変更届	38	39
様式第14号	返還債務履行猶予申請書	40	41
様式第15号	連帯保証人変更願	42	43
様式第16号	被貸付者死亡届	44	45
様式第18号	振込口座申込(変更)届	46	47

実施要綱	ページ
社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱	48

保育士修学資金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

私たちは、「社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱」に基づき、本修学資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者 (自署)	フリガナ		性別					
	申請者氏名		印	男・女	生年月日	年	月 日 (歳)	
	現住所	〒 -						
	住民票の住所 <small>上記と異なる 場合のみ記入</small>	〒 -						
	電話番号	(自宅)			(携帯)			
	メールアドレス	(PC)			(携帯)			
	養成施設・ 学科名等							
	入学年月		年	月	卒業予定		年 月	
	申請者の 履歴・賞罰等	年号	年	月	学歴・職歴・賞罰等を種類別に記入してください。			
連帯保証人 (自署)	フリガナ		申請者との関係					
	氏名		印		生年月日	年	月 日 (歳)	
	住所	〒 -						
	電話番号	自宅				携帯		
	勤務先	名称				前年度の年収	円	
		住所	〒 -			電話番号		
負債状況	なし・申請中・受給中・借受中・猶予中(措置中)・滞納・債務整理中・免責・その他()							

※裏面あり

生計を一にする 世帯状況 (申請者以外)	氏 名	続柄	同居・別居	職 業	勤務先・学校名等
	(歳)				
	(歳)				
	(歳)				
	(歳)				
	(歳)				
	(歳)				

■修学資金の借入希望について

希望期間・金額	①借入希望期間	年 月 ～ 年 月			
	②月額希望額	月額	円 ×	ヶ月 = 計	円
	③生活費加算	月額	円 ×	ヶ月 = 計	円
	④入学準備金		円	⑤就職準備金	円
	総額 (②+③+④+⑤)				

■他の奨学金等の借入状況

高等教育の修学支援新制度の利用状況	利用中 ・ 利用していない ・ 申請中	区分	第 区分 (/ 3)	
その他の修学資金等の利用状況	<input type="checkbox"/> 介護福祉士修学資金等貸付制度を申請・利用していません <input type="checkbox"/> ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を申請・利用していません <input type="checkbox"/> 他都道府県の保育士修学資金等貸付制度を申請・利用していません			
奨学金・教育ローン等の借入状況	名称	利用期間	金額	状況
	日本学生支援機構	年 月 ～ 年 月	総額 円	申請中 ・ 受給中 ・ 返済中
		年 月 ～ 年 月	総額 円	申請中 ・ 受給中 ・ 返済中
		年 月 ～ 年 月	総額 円	申請中 ・ 受給中 ・ 返済中
		年 月 ～ 年 月	総額 円	申請中 ・ 受給中 ・ 返済中
備考				

■申請に当たっての留意ならびに同意事項

- 1.この貸付申請書の記載事項が真実かつ正確であることを保証します。
- 2.高等教育の修学支援新制度を利用している者は、減免額等がわかる書類を添付してください。
- 3.中高年離職者(養成施設入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者)については、離職証明等、離職状況が確認できる書類を添付してください。

保育士修学資金貸付申請書

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

私たちは、「社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱」に基づき、本修学資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者 (自署)	フリガナ	フクシ タロウ		性別	生年月日	平成●●年●●月●●日 (●●歳)	
	申請者氏名	福祉 太郎		福祉 (男)・女			
	現住所	〒●●●●-●●●● 青森県青森市中央●丁目●-●					
	住民票の住所 <small>上記と異なる場合のみ記入</small>	〒 -					
	電話番号	(自宅)	●●●●-●●●●-●●●●		(携帯)	●●●●-●●●●-●●●●	
	メールアドレス	(PC)	●●●●@●●●●		(携帯)	●●●●@●●●●	
	養成施設・ 学科名等	青森福祉大学 保育学科				(第 1 学年)	
	入学年月	令和●年●月		卒業予定	令和●年●月		
	申請者の 履歴・賞罰等	年号	年	月	学歴・職歴・賞罰等を種類別に記入してください。		
		平成	●	●	●●中学校 卒業		
平成		●	●	●●高等学校 普通科 入学			
平成		●	●	●●高等学校 普通科 卒業			
連帯保証人 (自署)	フリガナ	フクシ イチロウ		申請者との関係	生年月日	昭和●●年●●月●●日 (●●歳)	
	氏名	福祉 一郎		福祉 父			
	住所	〒 ●●●● - ●●●● 青森県青森市中央●丁目●-●					
	電話番号	自宅	●●●●-●●●●-●●●●		携帯	●●●●-●●●●-●●●●	
	勤務先	名称	株式会社●●●●			前年度の年収	●●●万円
		住所	〒 ●●●● - ●●●●		電話番号	●●●●-●●●●-●●●●	
負債状況	なし・申請中・受給中・借受中・猶予中(措置中)・滞納・債務整理中・免責・その他 ()						

※裏面あり

生計を一にする世帯状況(申請者以外)	氏名	続柄	同居・別居	職業	勤務先・学校名等
	福祉 一郎 (50歳)	父	同居	会社員	株式会社●●●●
	福祉 青子 (48歳)	母	同居	会社員	社会福祉法人●●
	福祉 治郎 (16歳)	弟	同居	高校生	●●高等学校
	()歳				
	()歳				
	()歳				

■修学資金の借入希望について

希望期間・金額	①借入希望期間	令和●年●月 ~ 令和●年●月			
	②月額希望額	月額	50,000円 ×	24ヶ月 = 計	1,200,000円
	③生活費加算	月額	円 ×	ヶ月 = 計	円
	④入学準備金		200,000円	⑤就職準備金	200,000円
	総額 (②+③+④+⑤)				1,600,000円

■他の奨学金等の借入状況

高等教育の修学支援新制度の利用状況	利用中	利用していない	申請中	区分	第 区分 (/ 3)
その他の修学資金等の利用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士修学資金等貸付制度を申請・利用していません <input checked="" type="checkbox"/> ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を申請・利用していません <input checked="" type="checkbox"/> 他都道府県の保育士修学資金等貸付制度を申請・利用していません				
奨学金等の借入状況	名称	利用期間	金額	状況	
	日本学生支援機構	令和●年●月 ~ 令和●年●月	総額 120万円	申請中・受給中・返済中	
		年 月 ~ 年 月	総額 円	申請中・受給中・返済中	
		年 月 ~ 年 月	総額 円	申請中・受給中・返済中	
		年 月 ~ 年 月	総額 円	申請中・受給中・返済中	
備考					

■申請に当たっての留意ならびに同意事項

- 1.この貸付申請書の記載事項が真実かつ正確であることを保証します。
- 2.高等教育の修学支援新制度を利用している者は、減免額等がわかる書類を添付してください。
- 3.中高年離職者(養成施設入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者)については、離職証明等、離職状況が確認できる書類を添付してください。

(様式第2号)

推 薦 状

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

養成施設の所在地

電話 ()

養成施設の名称

養成施設の長の職名及び氏名

㊟

下記の者は、保育士修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦します。

課程名	
学年	
氏名	
所見 (人物・成績等)	
推薦理由	

(様式第2号)

推薦状 (記載例)

令和●●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

養成施設の所在地 青森県青森市●丁目●-●

電話 ●●●(●●●)●●●●

養成施設の名称 青森福祉大学

養成施設の長の職名及び氏名 学長 青森 福郎



下記の者は、保育士修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦します。

課程名	幼児保育学科
学年	1年
氏名	福祉 太郎
所見 (人物・成績等)	(記載例) ・高校時代の学業成績 ・高校時代の部活動や課外活動等の状況 ・入学後の授業や課題等への取組状況 ・人物像や性格等 ・保育士を目指すきっかけや熱意 ※上記の記載例を踏まえながら文章化して記載してください。
推薦理由	(記載例) ・家庭の環境や経済状況 ・アルバイトや他の奨学金の借入状況等 ・養成施設側から見た卒業後の期待等 ※上記の記載例を踏まえ、なぜ本事業を必要としているか推薦理由を文章化して記載してください。

収入印
紙

保育士修学資金借用証書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

借受人 (自署)	養成施設名			
	貸付番号			
	フリガナ			
	氏名	印		
	生年月日	年 月 日	年齢	歳
	住所	〒 —		
	自宅電話		携帯電話	

私は、次のとおり修学資金の貸付を受けました。

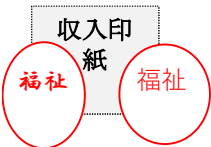
つきましては、「社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱」に従い、本事業の各種書類を滞りなく提出するほか、養成校を卒業後は保育士として青森県内において返還免除対象業務に従事することを誓約します。

また、上記の誓約に反した事項が発生したときは、本事業の要綱等の規定に従い、借用金額を返還します。

借用期間	年 月 日 から 年 月 日	
借用金額	円	
内訳	修学資金	円
	入学準備金	円
	就職準備金	円
	生活費加算	円

私は、借受人に上記の誓約のとおり履行させるとともに、借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担します。

連帯保証人 (自署)	住所	〒 —
	氏名	印



保育士修学資金借用証書

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

借受人 (自署)	養成施設名	青森福祉大学		
	貸付番号	HO●●●●●●号		
	フリガナ	フクシ タロウ		
	氏名	福祉 太郎		福祉
	生年月日	平成●年●月●日	年齢	●●歳
	住所	〒●●● - ●●●● 青森県青森市中央●丁目●-●		
	自宅電話	●●●-●●●-●●●●	携帯電話	●●●-●●●●-●●●●

私は、次のとおり修学資金の貸付を受けました。

つきましては、「社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱」に従い、本事業の各種書類を滞りなく提出するほか、養成校を卒業後は保育士として青森県内において返還免除対象業務に従事することを誓約します。

また、上記の誓約に反した事項が発生したときは、本事業の要綱等の規定に従い、借用金額を返還します。

借用期間		令和●年●月●日 から 令和●年●月●日
借用金額		1,600,000円
内訳	修学資金	1,200,000円
	入学準備金	400,000円
	就職準備金	400,000円
	生活費加算	円

私は、借受人に上記の誓約のとおり履行させるとともに、借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担します。

連帯保証人 (自署)	住所	〒●●● - ●●●● 青森県青森市中央●丁目●-●
	氏名	福祉 一郎 福

(様式第6号)

貸付契約の解除届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号 第 号

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電 話 ()

保育士修学資金(就職準備金)の貸付契約を解除したいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- ・ 解除する理由

貸付契約の解除届

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付決定通知書に記載があります

決定番号 第 ●●●●● 号

申請者 住 所 青森県青森市中央●丁目●-●

氏 名 福祉 太郎

電 話 ●●●●(●●●●)●●●●

福祉

保育士修学資金(就職準備金)の貸付契約を解除したいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

・解除する理由

卒業後1年以内に保育士登録を行わず、保育所等に就職しなかったため。

(様式第7-①号)

修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号	第	号
フリガナ		生年月日
氏名	Ⓜ	年 月 日(歳)
自宅住所	〒 ー	
電話番号	(自宅)	(携帯)

保育士修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会
保育士修学資金等貸付事業実施要綱第12条第2項・同条第3項・第16条第3項の規定により、
次のとおり申請します。

修学生時の 養成施設名	卒業等年月日 年 月 日(卒業・中退)			
借入日	年 月 日			
借入金額	円			
返還済額	円			
返還猶予を 受けた期間	年 月から	返還免除済額	円	
	年 月まで (年 ヶ月)	返還免除申請額	円	
申請理由(※)	1 返還免除対象業務に(5年/3年)以上従事 2 死亡 3 心身の故障 4 その他()	理由発生 年月日	年 月 日	
現在若しくは直 近の就業先	所在地及び 電話番号	〒 ー 電話 ()		
	名 称			
借入後 の状況	期 間		就業先	所在地
	年 月 から	年 ヶ月		県内 県外
	年 月 まで・現在			
	年 月 から	年 ヶ月		県内 県外
	年 月 まで・現在			
修業に関する資格	修業期間		ヶ月	

※ 申請理由において、1返還免除対象業務に従事の場合は業務従事期間満了報告書(様式第8号)を、2死亡の場合は死亡診断書を、3心身の故障の場合は医師の診断書をそれぞれ添付してください。

(様式第7-①号)

修学資金返還債務免除申請書

令和●年●月●日

貸付決定通知書に記載があります
社会福祉法人青森県社会福祉協議会

決定番号	第 ●●●●● 号	
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎 (福祉)	平成●年●月●日(●●歳)
自宅住所	〒●●●●-●●●● 青森県青森市中央●丁目●-●	
電話番号	(自宅)●●●●-●●●●-●●●●	(携帯)●●●●-●●●●-●●●●

保育士修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会
保育士修学資金等貸付事業実施要綱第12条第2項・同条第3項・第16条第3項の規定により、
次のとおり申請します。

修学生時の 養成施設名	青森福祉大学 卒業等年月日 令和●年●月●日 (卒業) 中退)		
借入日	令和●年●月●日		
借入金額	●●●●円		
返還済額	円		
返還猶予を 受けた期間	年 月から	返還免除済額	●●●●円
	年 月まで (年 ヶ月)	返還免除申請額	●●●●円
申請理由(※)	1 返還免除対象業務に(5年/3年)以上従事 2 死亡 3 心身の故障 4 その他()	理由発生 年月日	令和●年●月●日
現在若しくは直 近の就業先	所在地及び 電話番号	〒●●●●-●●●● 青森県青森市●●丁目●-● 電話●●●●(●●●●)●●●●	
	名 称	青森福祉保育園	
借入後 の状況	期 間		就業先
	令和●年 ●月 から	5年●ヶ月	青森福祉保育園
	令和●年 ●月 まで・現在		
年 月 から	年 ヶ月	県内	
年 月 まで・現在		県外	
修業に関する資格	修業期間	60ヶ月	

※ 申請理由において、1返還免除対象業務に従事の場合は業務従事期間満了報告書(様式第8号)を、2死亡の場合は死亡診断書を、3心身の故障の場合は医師の診断書をそれぞれ添付してください。

(様式第8号)

業務従事期間満了報告書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号	第 号	
フリガナ		生年月日
氏名	⑩	年 月 日(歳)
自宅住所	〒 ー	
電話番号	(自宅)	(携帯)

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第12条第1項の規定による貸付金の返還の債務の免除を受けることのできる期間、返還免除対象業務に従事したので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

業務従事先	住所	〒 ー		
	電話番号			
	施設名及び所属団体名			
	業務内容			
業務従事期間	年 月 日 から		年 月 日 まで	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設(所属団体)の長
の職及び氏名

印

(様式第8号)

業務従事期間満了報告書

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付決定通知書に記載があります

決定番号	第 ●●●●● 号	
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎	平成●●年●月●日(●●歳)
自宅住所	〒●●●●-●●●● 青森県青森市中央●丁目●-●	
電話番号	(自宅)●●●-●●●-●●●●	(携帯)●●●-●●●-●●●●

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第12条第1項の規定による貸付金の返還の債務の免除を受けることのできる期間、返還免除対象業務に従事したので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

業務従事先	住所	〒●●●●-●●●● 青森県青森市●町●丁目●-●
	電話番号	●●●-●●●-●●●●
	施設名及び所属団体名	青森福祉保育園
	業務内容	保育士
業務従事期間	令和●年●月●日 から 令和●年●月●日 まで ※雇用開始日から証明日までの日付を記載	

事業所記載欄

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和●年●月●日

業務従事先の施設(所属団体)の長
の職及び氏名

園長 八戸 福郎

青森福祉
保育園
之印

(様式第9号)

記載事項変更届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号	第 号	
フリガナ		生年月日
氏名	⑩	年 月 日(歳)
自宅住所	〒 ー	
電話番号	(自宅)	(携帯)

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項 (項目を○で囲む。) ※カッコ内の書類を添付してください。	1 氏名 (戸籍抄本)
	2 住所 (住民票)
	3 退学 (退学証明書等)
	4 心身の故障 (医師の診断書等)
	5 休学・停学・復学 (各証明書等)
	6 貸付の辞退 理由:
	7 連帯保証人の氏名等の変更 (連帯保証人となる者の戸籍抄本、住民票等。転職した場合は、転職したことが分かる書類)
	8 その他
変更が発生した期日	年 月 日
変更が発生した理由	
届出事項変更前	
届出事項変更後	

(様式第9号)

記載事項変更届

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号	第 ●●●●●●● 号	
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎	平成●年●月●日(●●歳)
自宅住所	〒●●●●-●●●● 青森県青森市●町●丁目●-●	
電話番号	(自宅)●●●●-●●●●-●●●●	(携帯)●●●●-●●●●-●●●●

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項 (項目を○で囲む。) ※カッコ内の書類を添付してください。	1 氏名 (戸籍抄本)
	2 住所 (住民票)
	3 退学 (退学証明書等)
	4 心身の故障 (医師の診断書等)
	5 休学・停学・復学 (各証明書等)
	6 貸付の辞退 理由:
	7 連帯保証人の氏名等の変更 (連帯保証人となる者の戸籍抄本、住民票等。転職した場合は、転職したことが分かる書類)
	8 その他
変更が発生した期日	令和●年●月●日
変更が発生した理由	引越しの為
届出事項変更前	青森県青森市中央●丁目●-●
届出事項変更後	青森県青森市●町●丁目●-●

(様式第10号)

業 務 従 事 届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号	第 号	
フリガナ		生年月日
氏名	印	昭和・平成 年 月 日(歳)
自宅住所	〒 -	
電話番号	(自宅)	(携帯)

返還免除対象業務に従事したので、青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり届け出ます。

業務従事先	所在地	〒 -	
	電話番号		
	施設名及び所属団体名		
	職種		
勤務形態	常勤(フルタイム勤務)	非常勤	パート
業務従事期間	年 月 日 から		年 月 日まで (年 か月)
業務従事時間	週		時間

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設(所属団体)の長
の職及び氏名

印

業 務 従 事 届

令和●●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号	第 ●●●●● 号
フリガナ	フクシ タロウ
氏名	福祉 太郎
生年月日	平成 ●● 年 ● 月 ● 日 (●● 歳)
自宅住所	〒●●●●-●●●● 青森市中央●丁目●-●
電話番号	(自宅)●●●-●●●-●●●● (携帯)●●●-●●●●-●●●●

返還免除対象業務に従事したので、青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり届け出ます。

業務従事先	所在地	〒●●●●-●●●● 青森県青森市●町●丁目●-●
	電話番号	●●●-●●●-●●●●
	施設名及び所属団体名	青森福祉保育園
	職種	保育士
勤務形態	常勤(フルタイム勤務) 非常勤 パート	
業務従事期間	令和●●年●月●日 から 令和●●年●月●日まで ※入社日から当該業務従事届を記入した日までの期間を記入してください (3年5か月)※通算在籍期間となります。	
業務従事時間	週 40 時間	

事業所記載欄

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和●●年●月●日

業務従事先の施設(所属団体)の長
の職及び氏名 園長 八戸 福郎

長保青
之育森
印園福
社

(様式第11号)

業 務 等 変 更 届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号	第 号	
フリガナ		生年月日
氏名	Ⓜ	年 月 日(歳)
自宅住所	〒 ー	
電話番号	(自宅)	(携帯)

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項 (項目を○で囲む。)	1 就業先又は就業地の変更 (新たに就業した施設等の長の証明書の写しを添付してください。)
	2 退職 (退職証明書を添付してください。)
	3 業務の中断・復職 (就業している施設等の長の証明書の写しを添付してください。)
変更が発生した期日	年 月 日
変更が発生した理由	
届出事項変更前	(変更事項2の退職の場合は、記載不要)
届出事項変更後	(変更事項2の退職の場合は、記載不要)

(様式第11号)

業 務 等 変 更 届

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 貸付青森県決定通知書に記載
があります

決定番号	第 ●●●●●● 号	
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎	平成●●年●月●日(●●歳)
自宅住所	〒●●●●-●●●● 青森県青森市中央●丁目●-●	
電話番号	(自宅)●●●●-●●●●-●●●●	(携帯)●●●●-●●●●-●●●●

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項 (項目を○で囲む。)	1 就業先又は就業地の変更 (新たに就業した施設等の長の証明書の写しを添付してください。)
	2 退職 (退職証明書を添付してください。)
	3 業務の中断・復職 (就業している施設等の長の証明書の写しを添付してください。)
変更が発生した期日	令和●年●月●日
変更が発生した理由	転職のため
届出事項変更前	青森福祉保育園 (変更事項2の退職の場合は、記載不要)
届出事項変更後	八戸福祉保育園 (変更事項2の退職の場合は、記載不要)

返 還 計 画 書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号 第 号

住所

氏名 ㊟

電 話 ()

連帯保証人

住所

氏名 ㊟

電 話 ()

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱に基づき貸付金を次により返還します。

- 1 返還総額 円
- 2 返還方法及び返還額 月賦 ・ 半年賦 円ずつ
(※ ○で囲んでください。)
- 4 返還期間 年 月 日 から 月間
※月賦・半年賦の場合 年 月 日 まで

返 還 計 画 書

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号 第 ●●●●●● 号
住所 青森市中央●丁目●-●
氏名 福祉 太郎
電 話 ●●●●(●●●●)●●●●●●
連帯保証人
住所 青森市中央●丁目●-●
氏名 福祉 一郎
電 話 ●●●●(●●●●)●●●●●●

福祉

福祉

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱に基づき貸付金を次により返還します

いずれかを丸で囲ってください。

- 1 返還総額 16,000,000 円
- 2 返還方法及び返還額 月賦 ・ 半年賦 円ずつ
(※ で囲んでください。)
- 4 返還期間 令和7年4月1日 から 48 月間
- ※月賦・半年賦の場合 令和11年3月31日 まで

返 還 方 法 変 更 届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号 第 号

住所

氏名 ⑩

電 話 ()

連帯保証人

住所

氏名 ⑩

電 話 ()

貸付金の返還の方法を変更したいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第14条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 返還総額 円

2 返還済額 円

3 変更内容

	返還方法	金額(円)	返還期間
変更前			
変更後			

返 還 方 法 変 更 届

令和4年7月1日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付決定通知書に記載
があります

決定番号 第 ●●●●●● 号

住所 青森県青森市中央●丁目●-●

福祉

氏名 福祉 太郎

電 話 ●●●●(●●●●)●●●●

連帯保証人

住所 青森県青森市中央●丁目●-●

福祉

氏名 福祉 一郎

電 話 ●●●●(●●●●)●●●●

貸付金の返還の方法を変更したいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第14条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 返還総額 400,000円
- 2 返還済額 200,000円
- 3 変更内容

	返還方法	金額(円)	返還期間
変更前	半年賦	200,000円	令和4年7月から令和4年12月
変更後	月賦	初回33,500、2回目以降33,300円	令和4年7月から令和4年12月

返還債務履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号	第 号	
フリガナ		生年月日
氏名	Ⓜ	年 月 日(歳)
自宅住所	〒 ー	
電話番号	(自宅)	(携帯)

貸付金の返還の債務の履行の猶予を受けたいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第15条第1項・第3項の規定により、次のとおり申請します。

養成機関 ※修学資金のみ	養成機関名 住所 卒業等年月日	年 月 日 (卒業・中退)		
借入期間	年 月 から	借入金額	円	
	年 月 まで (年 ヶ月)	返済済額	円	
返還猶予を 求める期間	年 月 から	返還免除済額	円	
	年 月 まで (年 ヶ月)	返済猶予申請額	円	
申請理由				
申請理由発生年月日	年 月 日			
現在の就業先 又は在学先	所在地	〒 ー		
	電話番号			
	名称			
借入(卒業) 後の状況	期 間		就業先又は進学先	所在地
	年 月 から	年 ヶ月		県内
	年 月 まで・現在			県外
年 月 から	年 ヶ月		県内	
年 月 まで・現在			県外	

※ 申請理由の内容等を証明できる書類がある場合は、添付してください。

返還債務履行猶予申請書

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

決定番号	第 HO05010 号	
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎	平成●年●月●日(●●歳)
自宅住所	〒●●●●-●●●● 青森県青森市中央●丁目●-●	
電話番号	(自宅)●●●●-●●●●-●●●●	(携帯)●●●●-●●●●-●●●●

貸付金の返還の債務の履行の猶予を受けたいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第15条第1項・第3項の規定により、次のとおり申請します。

養成機関 ※修学資金のみ	養成機関名 住所 卒業等年月日	●●大学短期大学部 弘前市●●町100 令和●年●月●日 (卒業・中退)		
借入期間	令和5年4月 から 令和7年3月 まで (2年 ヲ月)	借入金額	1,400,000円	
		返済済額	0円	
返還猶予を 求める期間	令和7年4月 から 令和8年3月 まで (1年 ヲ月)	返還免除済額	0円	
		返済猶予申請額	1,600,000円	
申請理由	保育士資格取得のために必要な単位が不足しているため、令和7年4月以降科目履修生として養成校等に通学し、必要単位および保育士資格を取得するため。また、卒業後1年以内に保育士としての当然免除業務への従事を目指すため。			
申請理由発生日	令和●年●月●日			
現在の就業先 又は在学先	所在地	〒●●●●-●●●● 弘前市上●●町100		
	電話番号	●●●●-●●●●-●●●●		
	名称	●●大学短期大学部		
借入(卒業) 後の状況	期 間		就業先又は進学先	所在地
	令和 年 月 から 年 月 まで・現在	年 ヲ月		県内 県外
	年 月 から 年 月 まで・現在	年 ヲ月		県内 県外

※ 申請理由の内容等を証明できる書類がある場合は、添付してください。

(様式第15号)

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

申請者氏名

印

連帯保証人変更願

連帯保証人の変更をしたいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第9条第4項の規定により、次のとおり申請します。

現在の 連帯保証人		申請者との 関係	
変更後の 連帯保証人			
変更の理由			

【変更後の連帯保証人の状況】

フリガナ		性別	生年月日		
氏名		印	男・女	昭和・平成	年 月 日(歳)
フリガナ					
現住所	〒 -		申請者との関係		
	(現市町村での居住期間		年 月)	電話()	
職業		月額収入	円	家族数	人
勤務先の 名称・ 所在地	名 称				
	〒 -		所在地		
	電話()				

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

申請者氏名 福祉 太郎



連帯保証人変更願

連帯保証人の変更をしたいので、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第9条第4項の規定により、次のとおり申請します。

現在の連帯保証人	福祉 一郎	申請者との関係	父
変更後の連帯保証人	福祉 青子		
変更の理由	現在の連帯保証人が無職となり、安定した収入がなくなったため。		

【変更後の連帯保証人の状況】

フリガナ	フクシ アオコ	性別	生年月日
氏名	福祉 青子 福祉	男・女	昭和 ・平成 ●年●月●日(●●歳)
フリガナ	アオモリケンアオモリシチュウオウ●チョウメ		
現住所	〒●●●●-●●●●	申請者との関係	母
	青森県青森市中央●丁目●-●		
	(現市町村での居住期間 25年 月)	電話	●●●(●●●●)●●●●
職業	団体職員	月額収入	300,000円 家族数 3 人
勤務先の名称・所在地	名称	社会福祉法人●●●●	
	所在地	〒●●●●-●●●● 青森県青森市●-● 電話 ●●●(●●●●)●●●●	

(様式第16号)

被貸付者死亡届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

連帯保証人 住 所

氏 名 ㊟

電 話 ()

被貸付者が死亡したため、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- ・ 被貸付者名
- ・ 被貸付者住所
- ・ 死亡日
- ・ 貸付期間
- ・ 貸付金額

(様式第16号)

被貸付者死亡届

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

連帯保証人 住 所 青森県青森市中央●丁目●-

氏 名 福祉 一郎

電 話 ●●●●(●●●●)●●●●

福祉

被貸付者が死亡したため、社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- ・ 被貸付者名 福祉 太郎
- ・ 被貸付者住所 青森県青森市中央●丁目●-
- ・ 死亡日 令和●年●月●日
- ・ 貸付期間 令和●年●月●日から令和●年●月●日
- ・ 貸付金額 1,600,000円

貸付契約書の貸付期間を記入

振込口座申込(変更)届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

借 受 人 住 所

氏 名

印

保育士修学資金等貸付金の振込口座を次の通り申し出ます。

※申出の事由	1. 新規			2. 口座の変更		3. その他()		
振込先	※金融機関名						銀行・信用組合 信用金庫・農協	
	金融機関コード							
	※本・支店名			本店 支店	支店コード			
	※口座種類	1. 普通預金			2. 当座預金			
	口座番号 (左詰め)							
	フリガナ							
	口座名義							

【備考】

- ※欄は該当する番号等に○をつけてください。
- 借受人本人名義の金融機関口座情報を記入してください。
- 通帳のコピー(金融機関名、本・支店名、口座名義等が記載されている部分)を添付してください。

振込口座申込(変更)届

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

借 受 人 住 所 青森市中央●丁目●-●

氏 名 福祉 太郎

福祉

保育士修学資金等貸付金の振込口座を次の通り申し出ます。

※申出の事由	1. 新規		2. 口座の変更		3. その他()	
振込先	※金融機関名	● ●		銀行・信用組合 信用金庫・農協		
	金融機関コード	●	●	●	●	
	※本・支店名	● ●	本店 支店	支店コード	●	● ●
	※口座種類	1. 普通預金		2. 当座預金		
	口座番号 (左詰め)	●	●	●	●	● ● ●
	フリガナ	フクシ タロウ				
	口座名義	福祉 太郎				

【備考】

- ※欄は該当する番号等に○をつけてください。
- 借受人本人名義の金融機関口座情報を記入してください。
- 通帳のコピー(金融機関名、本・支店名、口座名義等が記載されている部分)を添付してください。

社会福祉法人青森県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、保育士資格取得を目指す学生に対する修学資金や、保育士資格を持ちながら保育士として勤務していない潜在保育士の再就職支援のための準備に必要な費用、未就学児を持つ保育士のこどもの預かり支援に必要な費用（以下「修学資金等」という。）を貸し付けることにより、保育人材の養成及び確保を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 修学資金等の貸付けは、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、「保育士」とは、児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）第18条の4に規定する者をいう。

2 この要綱において、「養成施設」とは、法第18条の6第1号に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。

(貸付対象者)

第4条 修学資金等の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、いずれの貸付けも他都道府県が実施する同資金を借り受けていないこと。

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 青森県内の養成施設に在学している者。（ただし、県外の養成施設の学生となった年度の前年度に青森県に住民登録をしていた者であり、かつ、養成施設での修学のため転居した者についても、対象とすることができる。）
- ② 卒業後に保育士として青森県内に従事する意思を有している者。
- ③ 学業優秀であること。
- ④ 家庭の経済状況等から、真に本修学資金等の貸付けが必要と認められる者。

(2) 就職準備金貸付

以下に掲げる施設若しくは事業を離職した者又は当該施設等に勤務経験がなく、青森県内において保育士として別表第1に掲げる施設等（以下、「保育所等」という。）に新たに週20時間以上勤務する者。ただし、第6条第1項に定める就職準備金の加算を受けた者を除く。

- ① 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- ② 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

- ③ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- ④ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- ⑤ 学校教育法第1条に規定する幼稚園

(3) 未就学児を持つ保育士のこどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付(以下「預かり支援事業利用料金一部貸付」という。)

青森県内の保育所等において保育士として勤務し、以下の要件を満たす者

- ① 未就学児を持ち、保育所等を利用している者
- ② 保育所等における勤務の時間帯により、こどもの預かり支援に関する事業を利用する者

(貸付期間)

第5条 保育士修学資金貸付の貸付期間は、養成施設に在学する期間とし、2年間を限度とする。ただし、病気等の真にやむを得ない事情によって留年したと県社協会長(以下「会長」という。)が認める期間中もこれに含めることができる。なお、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、第6条第1項(1)に掲げる額のうち、基本額(学費相当)の2年間に相当する金額の範囲内であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

- 2 就職準備金貸付の貸付けにあたっては、同一の貸付対象者に対し1回限りとする。
- 3 預かり支援事業利用料金一部貸付の貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とする。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

(貸付額及び利子)

第6条 修学資金等の貸付金額は、それぞれ次のとおり定める額とする。

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 基本額(学費相当) 月額50,000円以内
- ② 入学準備金(貸付の初回に加算) 200,000円以内
- ③ 就職準備金(卒業時に加算) 200,000円以内
- ④ 貸付申請時に下記ア、イのいずれかに定める者であって、養成施設に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算(以下「生活費加算」という。)をすることができるものとする。ただし、生活費加算と生活保護の受給を同時に受けることはできない。また、基本額(学費相当)を貸し付けずに、生活費加算のみを貸付けることはできない。

ア 貸付申請時において生活保護受給世帯の者であって、養成施設に就学する者

イ 申込者(申込者が被扶養者の場合は扶養者)が前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

イ) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税

ロ) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免

ハ) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免

ニ) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

⑤保育士修学資金貸付の対象者であって月額貸付を受けていない者に対しては、最終学年の開始時（4 年制の場合は 4 年開始時、2 年制の場合は 2 年開始時）に、就職準備金のみ貸付けを行うことができるものとし、その場合の貸付額は、200,000 円以内とする。

この場合において就職準備金のみ貸付対象者については、本要綱上、保育士修学資金貸付の貸付対象者と同様に取り扱うものとする。

(2) 就職準備金貸付

就職に際して必要な経費として 400,000 円以内

(3) 未就学児を持つ保育士のこどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

貸付対象者がファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業その他のこどもの預かり支援に関する事業を利用した料金（入会金その他事業利用に当たり必要となる費用も含む。）の半額として、年額 123,000 円以内

2 利子は、無利子とする。

（貸付けの申込み）

第 7 条 修学資金等の申込み方法は以下のとおりとする。

(1) 保育士修学資金貸付

① 保育士修学資金貸付を受けようとする者（以下「修学資金貸付申込者」という。）は、保育士修学資金貸付申請書（様式第 1-①号）に養成施設の長の推薦状（様式第 2 号）に世帯全員の記載のある住民票を添えて会長に提出するものとする。

② 生活保護受給世帯の者が、養成施設への入学前に貸付申請する場合は、保育士修学資金貸付申請書（様式第 1-①号）に次に掲げる書類を添えて、直接会長に提出するものとする。

ア 修学資金貸付申込者が高校生である場合は、高校の調査書又は内申書。それ以外の場合は、養成施設への就学意欲、資格取得後における保育分野での就業意思等を記載した書面

イ 修学資金貸付申込者の居住地を管轄する福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）等が発行する生活保護受給証明書

(2) 就職準備金貸付

就職準備金貸付を受けようとする者（以下「就職準備金貸付申込者」という。）は、

就職準備金貸付申請書（様式第 1-②号）に保育士証の写し及び世帯全員の記載のある住民票を添えて会長に提出するものとする。

(3) 未就学児を持つ保育士のこどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

預かり支援事業利用料金の一部貸付を受けようとする者（以下「預かり支援事業利用料金一部貸付申込者」という。）は、預かり支援事業利用料金一部貸付申請書（様式第 1-③号）に保育士証の写し、世帯全員の記載のある住民票及び業務従事届（様式第 10号）に以下の書類を添えて会長に提出するものとする。

- ① 預かり支援事業利用料金一部貸付申込者のこどもが保育所等に入所していることが確認できる書類
- ② 保育所等における勤務の時間帯が記載された書類
- ③ こどもの預かり支援に関する事業を利用した時間帯及び料金が確認できる書類

- 2 会長は、前項(1)②の規定により申請書が提出された場合は、福祉事務所長に対して、保育士修学資金貸付申込者自立助長の効果に関する意見書（様式第 2号-2）の提出を依頼するものとする。
- 3 会長は、前項に規定する福祉事務所長の意見書の回答を確認し、保育士修学資金の貸付対象者としての選定を行い、養成施設への入学選考前に修学資金貸付申込者及び福祉事務所長に対して貸付けの可否を通知するものとする。

（貸付けの決定等）

第 8 条 会長は、前条の規定により申請書を受理したときは、修学資金等の貸付けを行うかどうか決定しなければならない。

- 2 会長は、修学資金等の貸付けを行うことを決定したときは、保育士修学資金貸付決定通知書（様式第 3-①号）、就職準備金貸付決定通知書（様式第 3-②号）又は預かり支援事業利用料金一部貸付決定通知書（様式第 3-③号）を修学資金貸付申込者又は就職準備金貸付申込者又は預かり支援事業利用料金一部貸付申込者（以下「貸付申込者」）に交付しなければならない。
- 3 会長は、修学資金等の貸付けを行わないことを決定したときは、保育士修学資金（就職準備金）（預かり支援事業利用料金一部貸付）貸付不承認決定通知書（様式第 4号）を貸付申込者に交付しなければならない。
- 4 第 2 項の規定により貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに連帯保証人の連署した保育士修学資金借用証書（様式第 5-①号）又は保育士就職準備金借用証書（様式第 5-②号）又は預かり支援事業利用料金一部貸付借用証書（様式第 5-③号）（以下「借用証書」という。）に貸付申込者及び連帯保証人の印鑑証明書と振込口座申込（変更）届（様式第 18号）を添えて会長に提出し、契約を交わすものとする。
- 5 会長は、貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、次のいずれかに該当する貸付決定を行った場合は、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知（写）等を修学資金貸付申込者から提出させるものとする。

- (1) 高校生であって、高校卒業後、直ちに養成施設に就学しようとする者に対する貸付決定を行った場合
- (2) 前号以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

(連帯保証人)

第9条 貸付申込者は連帯保証人を立てなければならない。貸付申込者が未成年である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

ただし、貸付申込者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくは児童自立生活援助事業所に入所している児童又は里親若しくはファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付けを行うことで貸付申込者の修業環境の確保が図られる場合には、保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。

- 2 連帯保証人は、貸付申込者と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 連帯保証人は、貸付申込者と同一市町村に居住する者とする。ただし、貸付申込者の世帯の状況から同一市町村に居住する連帯保証人が得られない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 4 本事業により貸付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長に連帯保証人変更願（様式第15号）を提出し、承認を受けなければならない。

(貸付けの方法等)

第10条 会長は、第8条第4項の規定により契約を交わしたときは、速やかに貸付申込者に貸付金を交付しなければならない。

- 2 保育士修学資金貸付は、借用証書で定める月から貸付契約の相手方が養成施設を卒業する日の属する月までの間、毎月貸付けするものとする。
- 3 保育士修学資金貸付の貸付金は、毎月10日（その日が日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に分割又は月決めの方法により交付する。
- 4 保育士修学資金貸付の各種加算（生活費加算を除く。）及び就職準備金貸付は、借用証書等で定める交付日に貸付けするものとする。
- 5 預かり支援事業利用料金一部貸付は、借用証書で定める交付日に貸付期間の当該年度分を年1回交付する。
- 6 貸付金の交付は、貸付申込者又は貸付申込者の法定代理人が有する金融機関の口座へ振込みにより行うものとする。

(貸付契約の解除)

第 11 条 会長は、被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

(1) 保育士修学資金貸付

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- ⑥ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- ⑦ その他保育士修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 就職準備金貸付

- ① 退職したとき。
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- ⑤ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- ⑥ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(3) 未就学児を持つこどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

- ① 退職したとき。
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- ⑤ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- ⑥ その他こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 会長は、保育士修学資金貸付被貸付者が休学し、又は停学の処分を受けたとき、又は、預かり支援事業利用料金一部貸付被貸付者が疾病その他の理由により退職したときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで貸付を行わないものとする。

3 会長は、被貸付者が貸付契約の解除届（様式第 6 号）により修学資金等の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その貸付契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第 12 条 会長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。

(1) 保育士修学資金貸付

① 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、青森県内（国立児童自立支援施設等（別表第2）において業務に従事する場合は、全国の区域とする。）の従事先施設等（別表第3）において児童の保護等に従事し、かつ5年間（過疎地域、離島又は中山間地域等（「保育士修学資金貸付等制度の運営について」令和5年6月7日付けこ成基第19号こども家庭庁成育局長通知第7（1）③に基づく区域をいう。）において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者をいう。以下同じ。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事先施設等の法人における人事異動等により、保育士修学資金貸付被貸付者の意思によらず、青森県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 就職準備金貸付

① 青森県内の別表第1に掲げる施設等において児童の保護等に従事し、かつ2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、就職準備金貸付被貸付者の意思によらず、青森県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(3) 未就学児を持つこどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

① 青森県内の別表1に掲げる施設等において児童の保護等に従事し、かつ2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、預かり支援事業利用料一部貸付被貸付者の意思によらず、青森県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 被貸付者は、第1項(1)①、(2)①及び(3)①の規定により、本事業による貸付金の返還の

債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還債務免除申請書（様式第 7-①号）又は就職準備金返還債務免除申請書（様式第 7-②号）又は預かり支援事業利用料金一部返還免除申請書（様式第 7-③号）に業務従事届（様式第 10 号）を添えて会長に提出しなければならない。

- 3 被貸付者は、第 1 項(1)②、(2)②及び(3)③の規定により、本事業による貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還債務免除申請書（様式第 7-①号）又は就職準備金返還債務免除申請書（様式第 7-②号）又は預かり支援事業利用料金一部貸付返還免除申請書（様式第 7-③号）に医師の診断書を添えて会長に提出しなければならない。

ただし、被貸付者が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が提出するものとする。

- 4 会長は、第 2 項若しくは第 3 項又は第 16 条第 3 項の規定により修学資金返還債務免除申請書（様式第 7-①号）又は就職準備金返還債務免除申請書（様式第 7-②号）又は預かり支援事業利用料金一部貸付返還免除申請書（様式第 7-③号）を受理したときは、本事業による貸付金の返還の債務の全部又は一部を免除するかどうかについて決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（届出）

第 13 条 被貸付者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を記載事項変更届（様式第 9 号）により会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき又は復学したとき。
- (5) 修学資金等の貸付けを辞退しようとするとき。
- (6) 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき（第 9 条第 4 項に該当するときは除く。）

- 2 被貸付者は、その業務に就き、又はその就業先若しくは就業地を変更し、若しくはその業務に従事しないこととなったときは、業務従事届（様式第 10 号）又は業務等変更届（様式第 11 号）を速やかに会長へ届け出なければならない。

- 3 連帯保証人は、被貸付者が死亡したときは、速やかに被貸付者死亡届（様式第 16 号）を会長に提出しなければならない。

- 4 預かり支援事業利用料金の一部貸付被貸付者は、貸付期間終了後に、預かり支援事業料金一部貸付利用報告書兼利用実績証明書（様式第 17 号）を速やかに会長に提出しなければならない。

（返還）

第 14 条 被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するとき（災害、疾病、負傷、その他やむ

を得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、第2項に定める期間内に貸付を受けた修学資金等を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 修学資金等の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 保育士修学資金貸付被貸付者においては、養成機関を卒業した日から1年以内に保育士登録しなかったとき。
 - (3) 被貸付者が、青森県内において第12条第1項(1)①、(2)①又は(3)①に定める業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事しなかったとき。
 - (4) 保育士修学資金貸付被貸付者が、従事期間が5年(過疎地域、離島及び中山間地域等において業務に従事した場合又は中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては3年)に達する前に保育士として第12条第1項(1)①に規定する業務に従事しないこととなったとき。(業務上の理由により死亡し、又はその業務に起因する心身の故障のため第12条第1項(1)①に規定する業務に従事できなくなったときを除く。)
 - (5) 就職準備金貸付被貸付者が、従事期間が2年に達する前に第12条第1項(2)①に規定する業務に従事しないこととなったとき。
 - (6) 預かり支援事業利用料金一部貸付被貸付者が利用した預かり支援事業利用料金の従事期間が2年に達する前に第12条第1項(3)①に規定する業務に従事しないこととなったとき。
 - (7) 預かり支援事業利用料金一部貸付被貸付者が利用した預かり支援事業利用料金の実費額が貸付額よりも少なく、差額が生じたとき。
 - (8) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項の規定により定める期間については、次のとおりとする。
- (1) 保育士修学資金貸付については、貸付を受けた期間(入学準備金は貸付初月、就職準備金は貸付最終月に含み、第11条第2項の規定により貸付が行われなかった期間を除く。以下同じ。)の2倍に相当する期間。ただし、生活費加算を受けている者については、貸付を受けた期間の3倍に相当する期間。
 - (2) 就職準備金貸付については、12か月以内の期間。
 - (3) 預かり支援事業利用料金の一部貸付については、6か月以内の期間。
- 3 被貸付者(被貸付者が死亡したときは、連帯保証人。次項において同じ。)は、第1項各号のいずれかに該当するときは、速やかに返還計画書(様式第12号)を会長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により返還計画書を提出した被貸付者が、修学資金等の返還の方法を変更しようとするときは、返還方法変更届(様式第13号)を会長に提出しなければならない。

(返還の債務の履行猶予)

第15条 会長は、保育士修学資金貸付被貸付者が、貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している場合であって、返還債務履行猶予申請書(様式第14号)の提出が

あったときは、当該事由が継続する期間、保育士修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- 2 会長は、被貸付者が次のいずれかに該当する場合であつて、返還債務履行猶予申請書（様式第 14 号）の提出があつたときは、次に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

ただし、第 11 条第 1 項(1)の⑤、(2)の④及び(3)の④の規定により、修学資金等の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

(1) 青森県内において、返還免除対象業務に従事しているとき

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

- 3 会長は、返還債務履行猶予申請書（様式第 14 号）を受理したときは、貸付額の返還の債務の履行を猶予するかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第 16 条 会長は、被貸付者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた修学資金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。ただし、当該各号で定める期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 青森県内において 2 年以上第 12 条第 1 項(1)①に規定する業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

(4) 青森県内において 1 年以上第 12 条第 1 項(2)①に規定する業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

(5) 青森県内において 1 年以上第 12 条第 1 項(3)①に規定する業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

- 2 前項の規定による裁量免除の額は、以下のとおりとする。

(1) 保育士修学資金貸付

第 12 条第 1 項(1)①に規定する業務に従事した期間を、貸付けを受けた期間の 2 分の 5（過疎地域又は中高年離職者（以下「中高年離職者等」という。）が当該業務に従事した場合については 2 分の 3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

就職準備金のみの貸付けを行った場合の裁量免除の額は、第12条第1項(1)①に規定する業務に従事した期間を60(中高年離職者等については36)で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(2) 就職準備金貸付

第12条第1項(2)①に規定する業務に従事した期間を24で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(3) 未就学児を持つ保育士のこどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

第12条第1項(3)①に規定する業務に従事した月数を、24で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

- 3 被貸付者は、第1項の規定により貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還債務免除申請書(様式第7-①号)又は就職準備金返還債務免除申請書(様式第7-②号)又は預かり支援事業利用料金一部貸付返還債務免除申請書(様式第7-③号)を会長に提出しなければならない。

(従事期間の計算)

第17条 従事期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から返還免除対象業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(延滞利子)

第18条 会長は、被貸付者が正当な理由がなく修学資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の契約に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(会計)

第19条 本事業による貸付けの業務を行うに当たっては、「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号)に基づき、サービス区分において、本事業の会計経理を明確にするものとする。

- 2 本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理するサービス区分に繰り入れるものとする。
- 3 本事業を廃止した場合の返還金は、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された修学資金等に相当する金額を青森県に返還するものとする。
- 4 会長は、毎会計年度当初に貸付事業計画書並びに貸付金及び貸付事務に要する収支予算

書を作成し、青森県知事の承認を得なければならない。

(報告)

第20条 会長は、本事業による貸付けの業務の状況について、貸付事業報告書を作成し、毎会計年度終了後2月以内に、青森県知事に提出するものとする。

(その他)

第21条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年2月27日から施行し、平成28年10月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第4条、第12条関係）

- ア 児童福祉法第7条に規定する保育所
- イ 学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- キ 児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- ク 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ケ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- コ 企業主導型保育事業

別表第2（第12条関係）

- ア 児童福祉法第7条に規定する「児童自立支援施設」のうち、国立施設
- イ 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設
- ウ 肢体不自由児施設「整肢療護園」
- エ 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」

別表第3（第12条関係）

- ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」

- イ 学校教育法第 1 条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
- ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第 34 条の 8 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による届出を行ったもの
- キ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの
- ク 児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
- ケ 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- コ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって同法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
- i) 児童福祉法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設
 - ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - iii) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
 - iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
 - v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
- サ 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業の実施について」（令和 5 年 6 月 27 日こ成保第 70 号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業